

法改正に伴う手続の導入について（案）

1. 「計画段階環境配慮書手続」について

法対象事業で平成 25 年 4 月から導入されている「計画段階環境配慮書手続」については、
 ① 事業の検討段階から環境配慮を行うことで環境影響の一層の回避・低減が期待できること、
 ② 全国でも多くの自治体（23 都道府県・13 政令市）で取り入れられていることから、本県においても、事業者の負担に配慮しつつ、積極的な導入を図る。

（1）計画段階環境配慮書の作成については、以下のとおりとする。

- ア 第 1 種事業：義務規定
- イ 第 2 種事業：長野県、国、他の地方公共団体等^{※1}が事業者となるものは義務規定、それ以外は努力義務規定
- ウ 法第 2 種事業：① 条例第 1 種事業と同等以上の規模のもの、② 条例第 2 種事業と同等以上の規模で県・国・他の地方公共団体等が事業者となるものは義務規定^{※2}、①及び②以外の事業は努力義務規定

（2）計画段階環境配慮書に係る以下の手続については、義務規定とする。

- ア 知事意見の提出
- イ 知事意見提出時の長野県環境影響評価技術委員会、関係市町村の意見聴取
- ウ 事業者が行う住民からの意見聴取

（3）計画段階環境配慮書の導入に際して、以下のとおり規定する。

- ア （2）の義務化に配慮した意見提出期限の設定
 - 法における大臣意見の提出期限（90 日間）と同程度の所要期間となるよう設定
 - (7) 住民意見の提出期限：配慮書の公告・縦覧から 30 日間
 - (4) 知事意見の提出期限：事業者による住民意見の概要の提出から 60 日間
- イ 方法書手続における配慮
 - 配慮書手続を経て作成された方法書に対して、知事意見提出期限（90 日間）を短縮するよう努める規定を新設

※1 「等」は、長野県、国、他の地方公共団体と同視できるものを規則で規定。

※2 法第 2 種事業のうち義務規定となる事業の種類

- ① 条例第 1 種事業と同等以上の規模のもの：ダム、飛行場、廃棄物最終処分場の建設、住宅団地、工業団地、流通業務団地の造成
- ② 条例第 2 種事業と同等以上の規模で県・国・他の地方公共団体等が事業者となるもの：一般国道、林道、鉄道・軌道、飛行場（滑走路延長）の建設、土地区画整理事業

2. その他の法改正に伴う手続について

以下の手続について、事業者の負担に配慮しつつ、本県においても導入を図る。

- （1）方法書要約書の作成の義務化（38 都道府県・14 政令市で導入）
- （2）方法書における説明会の開催の義務化（40 都道府県・16 政令市で導入）
- （3）環境影響評価図書の電子縦覧の義務化（39 道府県・17 政令市で導入）
 - 県が実施する事務として導入（1 県・10 政令市）
- （4）事後調査報告書の公表の義務化（41 都道府県・18 政令市で導入）
 - 県が実施する事務として導入（11 都道府県・13 政令市）